

E	次
-00	

第1 みえ森と緑の県民税の創設 1 森林、里山、竹林の現状・・・・・ 2 災害に強い森林づくりのための税の創設・・・・・ 3 みえ森と緑の県民税を活用した施策・・・・・ 4 みえ森と緑の県民税のしくみ・・・・ 5 使途の明確化等・・・・・・・・	·····2 ····3
第2 平成28年度事業の実績 1 平成28年度事業の実績額及び税収等実績額・・ 2 基本方針別及び対策別実績額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3 平成28年度事業の事例と評価 I 土砂や流木を出さない森林づくり・・・・・ II 暮らしに身近な森林づくり・・・・・ II 森を育む人づくり・・・・・ IV 木の薫る空間づくり・・・・・ V 地域の身近な水や緑の環境づくり・・・・ VI みえ森と緑の県民税の制度運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····14 ····17 ····23 ····26

第4 資料編

表紙の写真:第3回みえの森フォトコンテスト

中学生以上の部入賞作品「根を張り、生きる者」

目次の写真:第3回みえの森フォトコンテスト 小学生以下の部入賞作品「森に咲く」



第1 みえ森と緑の県民税の創設

1 森林、里山、竹林の現状 ※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。 生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域 の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業 離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。







【荒廃する森林の実例】

左: 手入れ(間伐) 不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない 斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中:人家に迫る竹ヤブ。 右:ヤブ化した里山。 放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨(1時間に80mm以上の雨)」の発生回数を表していますが、最近10年間(平成16年から25年)の発生回数は30年前の10年間(昭和59年から平成5年)に対して約3.8倍に増加しています。





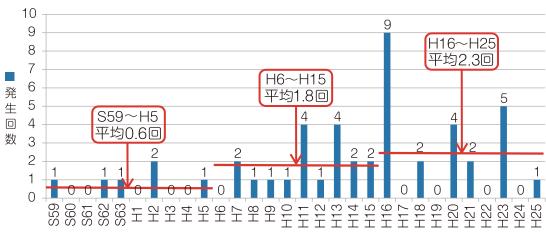


図1-1 三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数(20地点あたり)

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成 16 年9月の台風 21 号による災害で旧宮川村(現大台町)が、平成 20 年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成 23 年9月の台風 12 号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。







【台風や豪雨による被害の状況】 左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災(H16年9月台風第21号:旧宮川村)
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立(H20 年 9 月豪雨: 菰野町)
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木(H23年9月紀伊半島大水害:熊野市)

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。



3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。これらを2つの基本方針(基本方針1: 災害に強い森林づくり、基本方針2:県民全体で森林を支える社会づくり)として整理し、これらに連なる5つの対策を当面必要な事業として展開します。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木を出さない 森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な 森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深 い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を 進める。
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共 空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木 材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策 を進める。
5. 地域の身近な水や緑の 環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・ 海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支 援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や 水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。





4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業(以下、「基金事業」という)を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基金事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の 創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のう ち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、費用について県民に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから簡便であり、徴税にかかるコスト も新たな税制度を創設するより抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税(県民税均等割に加算する)		
課税万式 県民税均寿割の超適課税 (県民税均寿割に加算する) 【個人】 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している個人ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など			
7V	【個人】1,000 円 【法人】均等割額の 10%相当額(年額 2,000 ~ 80,000 円) (均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる)		
税率 (年額)	区分(資本金等の額の区分) 1千万円以下 1千万円超 ~ 1億円以下 1億円超 ~ 10億円以下 10億円超 ~ 50億円以下 50億円超	均等割額(年額) 20,000 円 50,000 円 130,000 円 540,000 円 800,000 円	税率(年額) 2,000 円 5,000 円 13,000 円 54,000 円 80,000 円



税収規模	平年度10億6千万円(初年度8億1千万円)
徴収方法	「個」、 古町が個」周兄が物等割に上垂せたして時調物収し、 周々せいさま
1±X4X/J/Δ	【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。

5 使途の明確化等

(1) 基金の創設による使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。

超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにするため、「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化します。

(2) 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、基金事業について、毎年度、評価検証を行い、 必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表 します。

(3)制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により施行の状況についての検討を行い、制度の見直しを行います。





第2 平成28年度事業の実績

1 平成28年度事業の実績額及び税収等実績額

(1) 平成28年度事業実績額

平成 28 年度は、みえ森と緑の県民税の税収額等の見込み額 10 億 4,884 万 9 千円と、平成 26 年度末時点の残余等 1 億 627 万 3 千円と、平成 26 年度から平成 27 年度に繰り越した事業の残余額 3,854 万 8 千円の合計 11 億 9,367 万円のうち、11 億 6,542 万円を事業費として、基金事業を実施しました。

平成 28 年度の基金事業の実績額は 11 億 3,377 万 1 千円で、計画に比べて 3,164 万 9 千円の残余となりました。

表 平成 28 年度みえ森と緑の県民税を活用した事業の実績

基金事業名	計画	実 績
災害に強い森林づくり推進事業	720,000 千円	707,278 千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業	30,000 千円	28,147 千円
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	406,376 千円	394,912 千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業	9,044 千円	3,435 千円
合 計	1,165,420 千円	1,133,771 千円

[※] 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越191,238千円を含みます。

(2) 平成28年度税収実績額

平成 28 年度の税収等実績は 10 億 7,996 万 4 千円で、計画に比べ、3,111 万 5 千円の増加となりました。

表 平成 28 年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

区分	計画	実 績	増 減
みえ森と緑の県民税	1,048,762 千円	1,079,932 千円	31,170 千円
運用益	87 千円	32 千円	-55 千円
合 計	1,048,849 千円	1,079,964 千円	31,115 千円

※ みえ森と緑の県民税実績の内訳

(個人: 885,203,780 円、法人: 194,727,845 円)

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

[※] 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



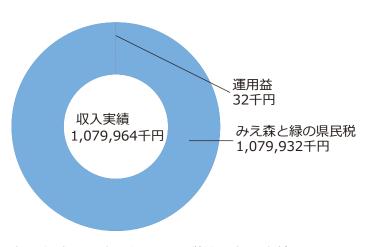


図: 平成28年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

(3) みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

平成 28 年度の税収等実績 10 億 7,996 万 4 千円と、平成 27 年度の残余金 1 億 5,781 万 6 千円と、平成 26 年度から平成 27 年度に繰り越した事業の残余額 3,854 万 8 千円の合計から、平成 28 年度基金事業の実績額 11 億 3,377 万 1 千円を除いた 1 億 4,255 万 7 千円については、次年度以降の基金事業に活用します。

表 次年度以降に活用する額

区分	計画	備考
平成28年度基金事業残余額	-84,922 千円	税収等計画額と基金事業実績額の差
平成27年度の残余額	157,816 千円	
平成26年度から繰り越した 事業の残余額	38,548 千円	
税収等変動額	31,115 千円	
合 計	142,557 千円	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

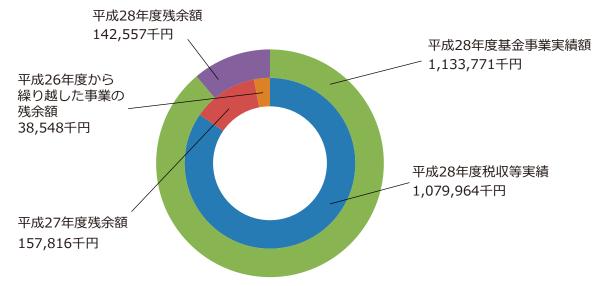


図:平成28年度みえ森と緑の県民税等の収入及び支出実績

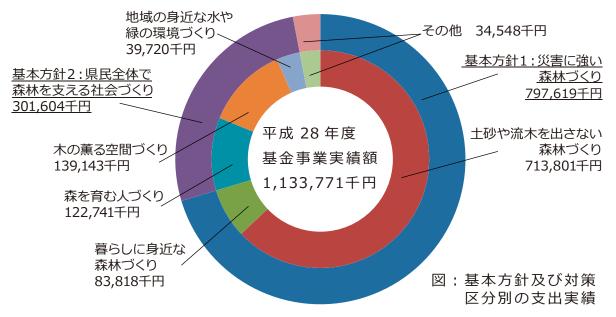




2 基本方針別及び対策別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。

防災・減災の観点から災害に強い森林の早期実現を図るため、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策(基本方針1:災害に強い森林づくりのうち、対策区分1:土砂や流木を出さない森林づくり)に重点的に取り組みました。



※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3 県と市町の役割分担

基金事業の効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、住民と森林との関係を深める取組など地域の実情に応じた森林づくりの施策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。

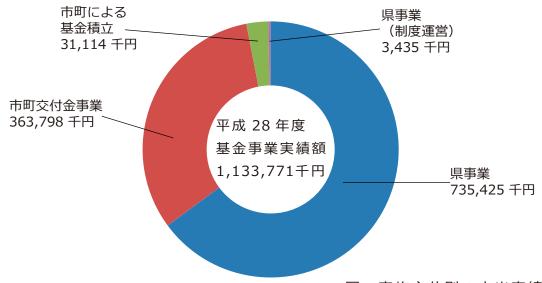


図:実施主体別の支出実績

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



第3 平成28年度事業の事例と評価

I 土砂や流木を出さない森林づくり

1-1 災害に強い森林づくり推進事業 (みえ森と緑の県民税充当額H28実績707.278千円/H28計画720.000千円)

1 事業の目的

- ●渓流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、 倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木 災害等を軽減します。(災害緩衝林整備事業)
- ●治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等が、豪雨時に流下して下流に被害を 与えることを防ぎます。(土砂・流木緊急除去事業)

2 事業の内容

●災害緩衝林整備事業

崩壊土砂流出危険地区において、①渓流部における流木になる恐れのある危険 木の伐採・撤去②渓岸部における立木の大径化を促す調整伐と伐採木の撤去③ 山腹部における立木の根系発達を促す調整伐を行います。

●土砂・流木緊急除去事業 崩壊土砂流出危険地区において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常に堆積した流木や十砂を撤去します。

- ◆十砂流亡量調査(効果検証にかかる調査・研究)
- ●航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査(効果検証にかかる調査・研究)
- ●立木引き倒し試験による根系抵抗力調査(効果検証にかかる調査・研究)
- ・実施主体:県
- 3 平成 28 年度事業の実施状況
 - ●災害緩衝林整備事業 平成 28 年度は、41 箇所で実施しました。

表 平成 28 年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
41 箇所(16 市町)	6,998 m²	303 ha

※ 実績数値は、平成 29年3月31日現在のものです。











写真 災害緩衝林整備事業実施状況 (渓流部の対策)

亀山市 (東焼地蔵)







写真 災害緩衝林整備事業実施状況 (渓流部の対策) 多気町 (卯山)







写真 災害緩衝林整備事業実施状況(渓流部の対策) 度会町(ナガヒロ)

崩壊土砂流出危険地区の渓流部において、流木になる恐れのある危険木を伐 採・除去しました。

また、過密な状態となっている渓岸部の調整伐を実施しました。

このことにより、立木が大径化し、上部から流出した土砂等に対する森林自 体の抵抗力の増加が期待できます。







写真 集材作業の様子

流木になる恐れのある危険木や、渓岸部において伐採した木は、山腹に引き上げたり、 木質バイオマスとして利用するために搬出したりして、下流へ流れ出さないようにしてい ます。







写真 災害緩衝林整備事業実施状況(山腹部の対策)

紀宝町 (西の谷川)





写真 伐倒木を利用した土砂止め

崩壊土砂流出危険地区の山腹部において、調整伐を実施しました。このことにより、 立木の根系が発達し、斜面が安定化して表層崩壊が抑制される効果が期待できます。 さらに、根系が十分発達するまでの土砂等の流出抑制のため、伐倒木を利用して土 砂止めを設置しました。





●土砂・流木緊急除去事業

平成 28 年度は、6箇所で実施しました。

表 平成 28 年度土砂・流木緊急除去事業実績

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
6 箇所 (5 市町)	16,500 m³	273 m³

※ 実績数値は、平成29年3月31日現在のものです。







写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況 松阪市 (洲ノ木)

崩壊土砂流出危険地区の渓流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常に堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去しました。

4 評価委員会における第三者評価

災害緩衝林整備事業

<継続が妥当である>

当事業により洪水の際の流木の発生を抑える効果や、渓流沿いにおいて調整伐を行い大径木化することにより、災害の発生を低減する効果は認められる。効果は限定的であるものの、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、この事業は喫緊の必要性があり、有効な事業である。ただし、森林の整備を進め、その機能を高めることよって流木の発生を抑止することには限界があることから、当該事業のみならず、ハード対策や、危険地区の周知などソフト対策を複合的に進めることによって、減災に資することを考慮する必要がある。

今後は、引き続き、この事業の効果を周知して県民と共有するとともに、下流の 保全対象への影響や緊急性等を踏まえ、公平性、透明性の高い形で総合的に判断し たうえで優先度の高い順に事業を実施されたい。

●土砂・流木緊急除去事業

<継続が妥当である>

近年、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、渓流内や既存の治山施設に異常に堆積した土砂や流木の撤去は継続して実施する必要があり、 有効な事業である。



1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H28実績6.523千円

ほか市町基金の活用3.879千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な施策の展開を支援することにより、土砂や流木を出さない森林づくりを推進します。

2 事業の内容

●渓流内の倒木や流木の除去

· 実施主体: 市町

3 平成 28 年度事業の実施状況

平成28年度は、渓流内の倒木や流木の除去に2町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	0	0	0	0
南伊勢	1町	1事業	999 千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	1 町	1事業	5,524 千円	3,879 千円
合 計	2町	2事業	6,523 千円	3,879 千円







写真【渓流倒木等処理事業】(大紀町)

過去の台風や豪雨により発生した山間部渓流沿いの倒木や流木を伐採、除去しました。今後の豪雨などによる下流域での流木の衝突や橋梁への堆積などの危険が減少し、流域広範囲にわたる住民の安全につながりました。 倒木等の除去本数:300本

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

洪水時の流木による被害軽減を図る対策として重要である。引き続き、下流域の住民の反応を把握するなど、流域を視野に入れた効果を把握し、県民に発信されたい。また、伐採木についても、引き続き木質バイオマス等としての有効利用を図られたい。





Ⅱ 暮らしに身近な森林づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H28実績83,818千円

ほか市町基金の活用12,687千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしに関わりの深い森林における生活環境の保全や向上のために必要な施策の展開を支援することにより、暮らしに身近な森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- ●里山や竹林の整備
- ●人家裏や道路沿い等の危険木の除去
- ●病虫被害木の伐倒駆除や防除
- ●その他、暮らしに身近な森林づくり(森林の針広混交林化、水源林の公有林化)
- ・実施主体:市町

3 平成 28 年度事業の実施状況

●里山や竹林の整備

平成28年度は、8市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	4 市町	5事業	12,661 千円	0
南伊勢	3 市町	3事業	21,979 千円	0
伊賀	1市	1事業	5,147 千円	0
尾鷲熊野	0	0	0	0
合 計	8市町	9事業	39,786 千円	0







写真【竹林整備事業】(多気町)

多気町内において、放置され荒廃した竹林を整備しました。荒廃した竹林を整備したことにより、景観が良くなりました。また、太陽光が入って他の樹木の生長が促され、公益的機能の発揮が期待されます。 竹林整備面積:0.65ha



●人家裏や道路沿い等の危険木の除去 平成28年度は、8市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	1市	1事業	1,301 千円	0
南伊勢	4町	4事業	15,557 千円	0
伊賀	1市	1事業	1,819 千円	0
尾鷲熊野	2 市町	3事業	3,689 千円	0
合 計	8市町	9 事業	22,366 千円	0







写真【生活環境林整備事業】(大紀町)

集会所裏や、通学路などの公共性の高い町道周辺で、倒木の恐れがある危険木を伐採、剪定しました。住民の生活環境が向上し、安全が確保されました。

実施箇所: 3箇所(阿曽地区、錦地区(2箇所))







写真【危険木除去事業】(南伊勢町)

公共施設や通学路などの周辺の危険木を伐採、剪定しました。学校や保育園、公民館、町施設や通学路、避難道などの町民が多く利用する施設周辺の危険な状態の木が整備され、生活環境が向上しました。

実施箇所:10 箇所(伊勢路、木谷、泉、飯満、神前浦、五ヵ所浦(5箇所))





●病虫被害木の伐倒駆除や防除 平成 28 年度は、5 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	3 市町	4事業	11,094 千円	0
南伊勢	2市	2事業	1,432 千円	556 千円
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0	0
合 計	5 市町	6事業	12,527 千円	556 千円



写真

【暮らしを守る森林保全事業】(鈴鹿市)

防潮・防風・飛砂防止・津波軽減など暮らしを 守っている海岸林で、病虫被害木の伐倒・駆除や 病虫被害防止のための樹幹注入、松林再生のため の植樹を行いました。

伐倒駆除:26本、薬剤樹幹注入:180本

抵抗性クロマツ植樹:300本

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

危険木の除去や森林病害虫対策、住民等による里山整備など、地域の安全につながる暮らしに身近な森林づくりがなされており、評価できる。

一方で、事業費の根拠や当該税を活用して整備する必要性の説明が不足している事業、実施方法の工夫が必要な事業も見受けられる。

今後は、引き続き受益者や地域の満足度、地域の変化などを把握するとともに、 実施方法や整備の必要性について十分に検討し、地域の自助努力を促しつつ、地 域の実情にも言及し、透明性の高い発注方法を取り入れるなど、実績報告書には 詳細に記載されたい。



Ⅲ 森を育む人づくり

- 1-1 森を育む人づくりサポート体制整備事業 (みえ森と緑の県民税充当額H28実績28,147千円/H28計画30,000千円)
- 1 事業の目的
 - ●森林環境教育・木育指導者育成などにより、森林環境教育・木育を推進します。
 - ●森づくりに関する技術研修会などの開催により、森づくりを推進します。

2 事業の内容

●みえ森づくりサポートセンターの設置

地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るため、総合窓口 として「みえ森づくりサポートセンター」を設置します。

みえ森づくりサポートセンターでは、市町や学校、森林環境教育・木育指導者(森のせんせい)等からの森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談に随時対応し、活動のコーディネートや森林環境教育・木育に関する情報収集 と発信、普及啓発を行います。

●森林環境教育・木育の教材の提供と各種イベントの開催

小学5年生の社会科教科書に対応した森林環境教育・木育の副読本を配布します。

また、森林や木にふれ、楽しみながら森林や木のことを知るためのイベント を開催します。

・実施主体:県

3 平成 28 年度事業の実施状況

●みえ森づくりサポートセンターの設置

地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るための総合窓口 として「みえ森づくりサポートセンター」を設置しました。





写真 みえ森づくりサポートセンターオープニングイベント

平成 28 年4月3日、みえ森づくりサポートセンター開所を記念したオープニングイベントを開催しました。イベントでは、サクラの記念植樹や森のせんせいによる森の学校、ミエトイ・キャラバンなどを行い、約 120 名の方が樹木や木に親しみました。





指導者の技術や経験等に応じて順序立てた複数の講座・研修を実施して、森林環境教育・ 木育の技術力の向上を図り、学校等の幅広い要求に対応可能な指導者の育成を行いました。 また、学校での森林環境教育の取組促進を図るため、学校教職員を対象とした研修を行いました。 ました。

表 平成28年度森林環境教育・木育指導者育成研修

名 称	内 容		
森林環境教育指導者養成講座 (知識編)	基礎的な知識の習得 ①講話「森林の多面的機能について」 ②樹木観察・ディスカッション		
森林環境教育指導者養成講座 (技術編)	インタープリター養成研修 伝える(解説する)技術の習得		
森林環境教育指導者養成講座 (実践編)	森のせんせい「企画・実践能力」の養成 森の学校の企画・開催、グループ対応(県内8箇所)		
森林環境教育指導者養成講座 (木育編)	木育インストラクター養成講座 木育に関する基礎知識の習得		
森のせんせいスキルアップ講座 (LEAFローカルインストラクター編)	LEAF ローカルインストラクター研修 森林環境教育プログラムの体験を通じた企画手法の学習		
森のせんせいスキルアップ講座 (コミュニケーション編)	森林環境教育インタープリター能力向上研修 インタープリターとしてのコミュニケーション能力習得		
森のせんせいスキルアップ講座 (野外活動安全管理編)	野外活動安全研修 野外活動リスク管理能力向上、 対処方法・応急処置技術習得など		
学校教職員森林環境教育研修	座学「森林環境教育を学校で始めるために」 実習「子どもたちと簡単にできる校庭の木の調べ方」		

市町交付金事業の対象とならない学校等での取組を支援するため、森林環境教育・木育の指導者紹介やプログラム作成等を行い、出前授業を行いました。

表 森林環境教育・木育コーディネート実績

市町	学校名
四日市市	市立常磐西小学校
桑名市	市立長島中部小学校
	放課後児童クラブ 長島中部学童保育 レインボー 放課後児童クラブ レインボー駅前
	放課後児童クラブ なかよしハッピーキッズ
川越町	つばめ児童館
津市	くりま 市立栗真小学校
	_{きたりっせい} 市立北立誠小学校



市町	学校名
津市	<i>みなみりっせい</i> 市立南立誠小学校
	市立修成小学校
	_{おおみつ} 市立大三小学校
	市立誠之小学校
	市立一身田中学校
	市立一身田中学校 国児分校
	USODN 白塚幼稚園
松阪市	いざわ 市立射和小学校
	市立港小学校
多気町	betc 町立外城田小学校
玉城町	ときた 町立外城田小学校

写真 森林環境教育・木育コーディネート (玉城町立外城田小学校) 「小学校にある樹木について学ぼう」



木育の取組を広く展開するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、それらを体験できる場として、県内のイベントなどに「ミエトイ・キャラバン」を出展しました。

表 平成28年度三重県の木のおもちゃのPR『ミエトイ・キャラバン』

市町	イベント名
四日市市	春のキッズエコフェア
	夏のキッズエコフェア
	森のオープンデー(9月)
	秋のキッズエコフェア
	森のオープンデー(2月)
	森つなぎプロジェクト2016
東員町	ミエトイ・キャラバンin東員
津市	みえ森づくりサポートセンター オープニングイベント
	全国建具フェア
	「三重の木」でつくる暮らし展2016
	森つなぎプロジェクト2016
	第3回 ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ

市町	イベント名
津市	森の学校in高野尾花街道
	三重まるごと自然体験フェア
松阪市	みえ子ども森の学びサミット
	第11回子育て応援!わくわくフェスタ
明和町	森つなぎプロジェクト2016
大台町	ユネスコエコパークの森で植樹祭
伊勢市	伊勢市環境フェア
鳥羽市	第16回鳥羽クラフト展
志摩市	伊勢志摩 満喫フェア!
大紀町	コドモマルシェ
伊賀市	元気まるごと!応援フェスタ



写真 ミエトイ・キャラバン 三重県産で作られている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、各種イベントで PR しました。 (ミエトイ・キャラバン in 東員)

森づくりに関する適正な技術や安全管理についての研修と、森づくり活動に必要な道具の貸出を行いました。

表 平成28年度森づくり活動研修

名 称	内 容		
森づくり活動初心者講習(現地実習)	基礎的な知識・技術の習得 心得・知識、チェンソーを使用した伐木についての実習		
森づくり活動初心者講習 (チェンソー安全衛生講習)	安全な森づくり活動を促進するためのチェンソー 安全衛生講習		
森づくり活動スキルアップ講習	パッチディフェンスを活用した獣害対策		
刈払機取扱作業者安全衛生教育講習	刈払機の安全な取扱い及び安全な作業について 学ぶための実習		





●みえ子ども森の学びサミットの開催

森林環境教育や木育の輪を広げていくため、森林や木のことを楽しみながら 学んでいただけるイベント「みえ子ども森の学びサミット」を開催しました。









写真 みえ子ども森の学びサミット

平成 28 年 10 月 22 日、みえ子ども森の学びサミットを開催しました。イベントでは、トヨタ自動車が製作した木製のコンセプトカー「SETSUNA」の展示や、松阪市立大河内小学校児童による森の学び取組発表、木工などが体験できる森の学校、木を使った北欧生まれのニュースポーツ「クッブ」など、森林や木のことを楽しみながら学べるコーナーがあり、約 2,000 名の方にお越しいただきました。

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

みえ森づくりサポートセンターの活動も充実しており、講座内容も多彩でよく 工夫されている。

今後は、子どもたちが森林の中での体験を通じて、楽しさや危うさを体験し、 感性を磨くことができるような野外活動を含むなど、講座の充実を検討されたい。

また、実施した講座の効果や県民の二ーズを把握して、人と森林との関わりや、 これまで取り組まれてきた内容を踏まえ、三重県の特徴を反映したプログラムの 開発、実施に努められたい。

さらに、森林環境教育・木育に加えて、これからの「森を育む人材」を育成することについての展開を検討されたい。



1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H28実績94,595千円

ほか市町基金の活用3.309千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森や緑を大切に思い・育む人づくり のための施策の展開を支援することにより、森を育む人づくりを推進します。

2 事業の内容

- ●小中学生対象の森林環境教育
- ●住民対象の森林環境教育
- ●その他、森を育む人づくり (小中学校等への木製机・イスの導入、住民対象の啓発イベントの開催、木製遊 具等の配布や導入、森林環境教育施設の整備等)
- ・実施主体:市町

3 平成 28 年度事業の実施状況

●小中学生対象の森林環境教育 平成 28 年度は、7 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	3 市町	3事業	1,665 千円	0
南伊勢	2 市町	2事業	2,994 千円	0
伊賀	1市	1事業	64 千円	2,393 千円
尾鷲熊野	1 町	1事業	2,757 千円	0
合 計	7市町	7事業	7,480 千円	2,393 千円



与真

【森林環境教育事業】(木曽岬町)

児童が木曽川源流を訪れ、上流部の森林によって下流地域が支えられていることを知る機会を作りました。



写真

【森林環境教育活動支援 事業】(紀北町)

町有林の伐採跡地を活用し、森林の役割や地域の林業についての学習と、植樹体験を実施しました。

実施校数: 2校 児童数:61名





●住民対象の森林環境教育

平成28年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	3市	4事業	4,519 千円	0
南伊勢	2 市町	2事業	411 千円	0
伊賀	1市	1事業	0	198 千円
尾鷲熊野	1 町	1事業	800 千円	0
合 計	7市町	8事業	5,730 千円	198 千円



写真 【森と木材のふれあい事業】(亀山市) 森林とふれあいながら、森林や緑を大切に 思い、育む人づくりのため、森の講座や木育教 室、森とふれあうイベントなどを開催しました。



写真 【まるごと林業体験】(津市)

高性能林業機械による森林施業の見学 やシイタケなどの菌打ち体験など、伐採から利用までを体験する「まるごと林業体 験」を実施し、林業の流れや森林の機能な どを学んでもらいました。

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

木質化や木製品導入と合わせた森林環境教育や幼少期からの木育などが実施され、取組内容も年々工夫されていると評価できる。特に、継続的に林業体験等を取り入れている事業については、高く評価する。

学校現場は予算上の問題やカリキュラムの関係で森林環境教育・木育に取り組む余裕がない面もあるが、今後は、この事業をきっかけとして学校教育とうまく連携・補完し、工夫することで教育効果を高め、「森を育む人づくり」に繋がるよう努められたい。

なお、木育の取組として備品を木質化する事業にあっては、事業の実施が学び につながるよう工夫するとともに、森林環境教育・木育全般について必要に応じ て県は市町をサポートされたい。



Ⅳ 木の薫る空間づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (みえ森と緑の県民税充当額H28実績139.143千円

ほか市町基金の活用14.050千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしや公共空間における幅 広い用途での木材利用などの施策の展開を支援することにより、木づかいを通 じて森林を支える社会づくりを推進します。

2 事業の内容

- ●公共施設等への木製品配備
- ●公共施設等の木造・木質化
- ●その他、木の薫る空間づくり (県産材利用住宅等への支援、木質バイオマス利用促進)
- · 実施主体: 市町

3 平成 28 年度事業の実施状況

●公共施設等への木製品配備 平成 28 年度は、4市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	2 市町	3事業	2,630 千円	0
南伊勢	1町	1事業	1,000 千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	1市	1事業	1,253 千円	0
合 計	4市町	5事業	4,883 千円	0



写真【鈴鹿市体育施設整備事業】 (鈴鹿市)

多くの方が利用するAGF鈴鹿 体育館と市立テニスコートに木製 ベンチを設置しました。



写真【木のぬくもりを 感じる図書館づくり事業】 (尾鷲市)

尾鷲市立図書館に尾鷲 産材を使用した雑誌ラックを設置しました。利用 者からは「扉を開けると ヒノキの香りがして心地 よい」などの声をいただいています。





●公共施設等の木造・木質化 平成 28 年度は、10 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	1町	1事業	10,977 千円	3,981 千円
南伊勢	5 市町	5事業	47,924 千円	7,761 千円
伊賀	1市	2事業	18,681 千円	1,000 千円
尾鷲熊野	3市町	5 事業	18,598 千円	715 千円
合 計	10市町	13事業	96,181 千円	13,457 千円



写真【複合型施設建設事業】(木曽岬町)

多くの町民が利用する複合型施設(木 曽岬ステーション、行政棟、教育文化棟 (図書室、町民ホール))の一部を県産材 で木質化しました。

内覧会では「入ってすぐ木が使われていたことにビックリ。でも感じがよかった」などの感想がありました。



写真【伊賀鉄道車両内装木質化事業】 (伊賀市)

伊賀市の基幹交通である伊賀鉄道伊賀 線の車両内装を木質化し、木の温もりや 香りが感じられる「木育トレイン」を整 備しました。

木質化車両数: 1編成2両

木質化箇所:内壁、肘掛、吊り輪



写真【公共施設木質化事業】(玉城町)

木とふれあえる教育環境をつくるため、 田丸小学校の多目的ホールと玉城中学校 の音楽室の床を県産材で木質化しまし た。(写真は田丸小学校)

田丸小学校多目的ホール: 208.0 ㎡ 玉城中学校音楽室: 75.4 ㎡



写真【公共施設木質化事業】(紀宝町)

紀宝町浅里地区の重要な食文化である 「なれずし」の保存、伝承を行うための 施設を、木造で建設しました。

県産材利用量: 6.13 m



●県産材利用住宅等への支援平成28年度は、2市が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	1市	1事業	2,400 千円	0
南伊勢	0	0	0	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	1市	1事業	500 千円	0
合 計	2市	2事業	2,900 千円	0



写真【木材利用促進事業】(津市)

森林を守るためには、多くの市民が木 材を使う必要があることを啓発するため、 県産材を使用した住宅建設に補助金を交 付して、住宅展示会を開催しました。

住宅展示会:4日間 来場者数:延べ100名

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

県内の様々な施設に三重県産の木材が使われることは県産材の利用促進に資するものである。

また、木の薫る空間をつくることにより「県民全体で森林を支える社会づくり」 につなげるため、さらに木材の良さを積極的に伝えて県民の行動を促したり、森 林について学ぶきっかけとしていくことが望まれる。

今後は、森林環境教育・木育と連動した取組となるよう、工夫されたい。

なお、整備した備品及び施設については、引き続き適正な維持管理に努められたい。





V 地域の身近な水や緑の環境づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (みえ森と緑の県民税充当額H28実績39,720千円 ほか市町基金の活用0円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、 森林や緑と親しむための環境整備などの施策の展開を支援することにより、身 近な水や緑の環境づくりを推進します。

2 事業の内容

- ●身近な公園等の整備
- ●保育園や公園等の緑化
- ●その他、地域の身近な水や緑の環境づくり (緑化活動の支援)
- ・実施主体:市町

3 平成 28 年度事業の実施状況

●身近な公園等の整備 平成 28 年度は、4 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	1 町	1事業	17,900 千円	0
南伊勢	1市	1事業	2,911 千円	0
伊賀	1市	2事業	1,954 千円	0
尾鷲熊野	1市	1事業	7,712 千円	0
合 計	4市町	5事業	30,477 千円	0







写真【ちとせの森整備事業】(松阪市)

本居宣長の奥墓(おくつき)がある「ちとせの森」の遊歩道を整備して、散策やハイキング等で豊かな自然とふれあうことができる環境にしました。 遊歩道整備:348m



●保育園や公園等の緑化

平成28年度は、3市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H28交付金	市町基金活用
北伊勢	2 町	2事業	2,406 千円	0
南伊勢	1市	1事業	5,826 千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0	0
合 計	3 市町	3事業	8,232 千円	0



写真【森と緑とふれあう環境づくり事業】 (朝日町)

幼保一体化施設の園庭を緑化することで、園児が緑にふれられる環境をつくりました。

芝生の手入れ(水やり)には園児たち も参加し、緑を育てる楽しさを感じています。



写真【伊勢宮川中学校整備事業】 (伊勢市)

統合する新しい伊勢宮川中学校の校庭 にクスノキやソメイヨシノなどを植樹しま した。

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

住民団体等が身近な公園や緑の環境整備に参画するなど、緑の環境づくりとあわせて森林環境教育・木育を行った事業は、自然や緑を大切に思う意識醸成につながるため、特に評価できる。

今後は、緑の環境づくりと森林環境教育・木育の連携を強めていくとともに、 緑の環境づくりを行う住民団体等が継続的に活動できるよう、支援されたい。

また、整備された箇所については、引き続き適正な維持管理に努められたい。





VI みえ森と緑の県民税の制度運営

1-1 みえ森と緑の県民税制度運営事業 (みえ森と緑の県民税充当額H28実績3,435千円/H28計画9,044千円)

1 事業の目的

●みえ森と緑の県民税の周知を通じた森づくりの重要性などの普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行い、制度の円滑な運営を図ります。

2 事業の内容

- ●みえ森と緑の県民税評価委員会の運営
- ●みえ森と緑の県民税の広報
- ・実施主体:県

3 平成 28 年度事業の実施状況

●みえ森と緑の県民税評価委員会の運営

みえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づいてみえ森と緑の県民税評価委員 会を開催しました。

また、任期満了にともない、平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日を任期として、10 名の方をみえ森と緑の県民税評価委員会委員に任命しました。

表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員(任期:平成28年9月30日まで)

委員氏名	所属団体等	分 野
大浦 由美	和歌山大学観光学部教授	学識経験者
川崎 淑子	小俣町消費生活学級	消費者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー	NPO 活動
玉置 保	紀北町立紀北中学校長	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
吉田 正木	吉田本家山林部代表	林業

※ 五十音順・敬称略 平成 28 年 9 月末現在



表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員(任期:平成30年9月30日まで)

委員氏名	所属団体等	分 野
大浦 由美	和歌山大学観光学部教授	学識経験者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー	NPO 活動
玉置 保	紀北町立紀北中学校長	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
矢田 真佐美	三重県地域婦人団体連絡協議会理事	消費者
吉田 正木	吉田本家山林部代表	林業

※ 五十音順・敬称略 平成 29年3月末現在

【平成 28 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 28 年 7 月 15 日 (金) 14 時 30 分から
- 2 場所 三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂
- 3 出席委員 8名(欠席2名)
- 4 議題
 - (1) 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事概要

平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、議題抽出のために各委員が事前評価を行い、今回の委員会では、議論により事前評価が変わる可能性のある事業を中心に議論していただきました。主なご意見は次のとおりです。

- ・芝生化にあたり、苗植えに園児が参加するなど、26年度事業に比べて取り組みに工夫がみられる。芝生化することで、緑や土を身近に感じ、森のことも考えられるようになるというプロセスが大切である。みえ森と緑の県民税を活用した事業としてふさわしいかどうかという点は、施行状況検討の中で議論すべきと思う。
- ・個人の木造住宅建設の補助については、事業の目的をわかりやすく説明すること と広報することが大切である。現金や地域商品券で補助するのではなく、県民全 体で森林を支える社会づくりにつながるような特典にするべきではないか。
- ・市町交付金事業として配分している「基本配分枠」の必要性や、森林所有者への応 分の負担を求めることなど、施行状況検討の中で検討されたい。

【平成 28 年度第 2 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 28 年 8 月 23 日 (火) 10 時から
- 2 場所 三重県教育文化会館 5 階 大会議室
- 3 出席委員 9名(欠席1名)
- 4 議題
 - (1) 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価
 - (2) 平成 28 年度みえ森と緑の県民税基金事業計画の報告





- 5 傍聴者 1名
- 6 議事概要

平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、総合評価が全て「継続が妥当である」となった集計結果を報告した後、評価委員会による知事への答申がとりまとめられました。

【平成28年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 29年2月21日(火) 13時30分から
- 2 場所 伊賀市ゆめぽりすセンター 2階 大会議室
- 3 出席委員 6名(欠席4名)
- 4 議題
 - (1) 委員長、副委員長選出
 - (2) みえ森と緑の県民税評価委員会の今後の進め方
 - (3) 平成 28 年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告
- 5 傍聴者 7名
- 6 議事概要

評価委員の互選により、引き続き、委員長に松村委員、副委員長に小林委員が選出されました。みえ森と緑の県民税条例に規定する「概ね5年ごとに行う施行状況の検討」に向けた委員会の開催回数を通常の委員会に加え、2回追加して合計6回開催し、議論を深めていくことを提案し、了承されました。また、平成28年度基金事業の進捗を報告しました。主なご意見は次のとおりです。

- ・団体や市町からいただいた意見や要望を真摯に受けとめ、次期制度をどうしてい くのかの議論が必要である。市町や団体との意見を聴きながらこれまでの成果を はかる場があると良い。
- ・今後、議論していく中で、国の動向や県の森林・林業を取り巻く予算や施策など の情報提供をお願いする。

【みえ森と緑の県民税評価委員現地視察】

- 1 日時 平成 29 年 2 月 21 日 (火) 10 時から
- 2 場所 災害緩衝林整備事業:泥渕(伊賀市川北)(県事業) 市町交付金事業:伊賀鉄道車両内装木質化事業(伊賀市事業)
- 3 出席委員 6名
- 4 現地視察概要

三重県伊賀農林事務所担当者から、平成28年度事業のうち、災害緩衝林整備事業第上-1号工事(泥渕)の概要を説明し、危険木が除去された渓流部及び渓岸部と、調整伐が行われた渓岸部及び山腹部の状況を視察していただきました。その後、伊賀鉄道上野市駅車庫にて、伊賀市が市町交付金を活用して木質化した「木育トレイン」を視察していただき、伊賀市担当者から、伊賀鉄道車両内装木質化事業を含む、平成28年度事業の概要が説明されました。



写真 災害緩衝林整備事業実施箇所 泥渕(伊賀市川北)



●みえ森と緑の県民税の広報

みえ森と緑の県民税を活用した事業の内容を広報し、制度への県民理解を促進しました。















啓発物品 【クリアフォルダ(2種類)】 【タオルハンカチ】 【シール】

平成 27 年度事業の実施成果を報告する発表会を開催したほか、各種イベントに出展し、 リーフレットや啓発物品を活用してみえ森と緑の県民税の趣旨と使途を広報しました。

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

県、市町ともに、継続的に広報活動に力を入れており評価できる。

また、評価委員会の運営における情報提供やフォローアップも適切である。

今後は、県民の森林に対する関心の高まりを促すため引き続き広報活動に取り組むとともに、既存のアンケート調査活用などにより県民意識の変化を把握し、客観的な評価が可能となるよう取り組まれたい。

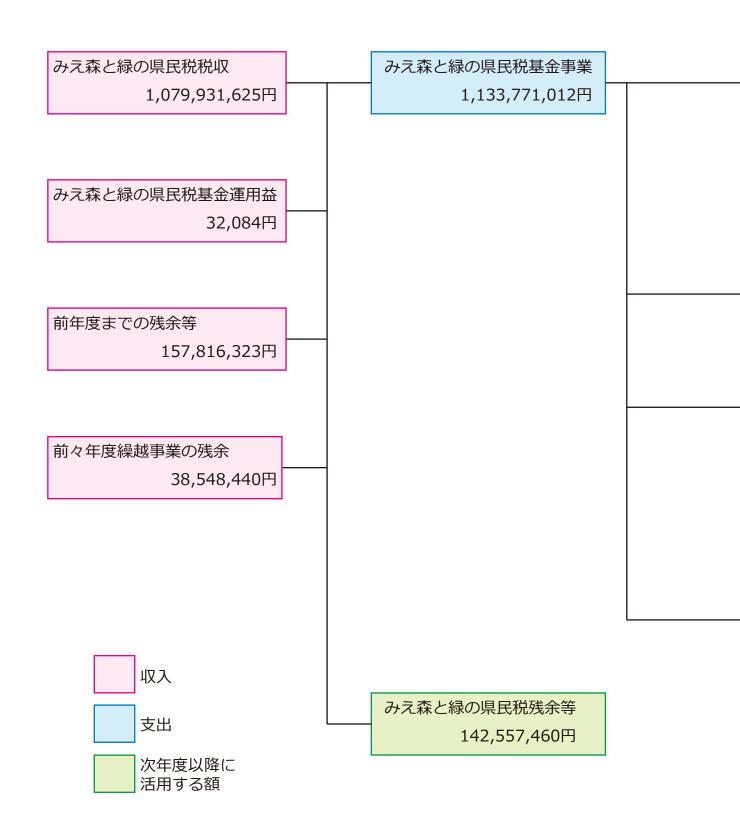
なお、概ね5年ごとに行うとされているみえ森と緑の県民税条例の施行状況の検討にあたっては、多様な主体(県民、森林整備を行う住民団体等、市町、林業関係団体等)の当該税や制度の改善に対する意見について、情報収集されたい。





第4 資料編

平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成







災害に強い森林づくり推進事業 災害緩衝林整備事業 効果検証に係る調査・研究 707,278,067円 576,468,085円 土砂・流木緊急除去事業 130,809,982円 森を育む人づくりサポート体制整備事業 28,146,843円 みえ森と緑の県民税市町交付金事業 平成28年度に 市町が活用した事業費 394,911,565円 363,797,956円 後年度に活用するために 市町が積立てた事業費 31,113,609円 みえ森と緑の県民税制度運営事業 3,434,537円

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 191,237,882円を含みます。



災害に強い森林づくり推進事業 実施箇所

1 災害緩衝林整備事業

いなべ市 亀山市 鬼田で 鬼田で 津市 安濃町草生 津市 安濃町草生 東畑(北大谷川) 104 ㎡ 2.45 ha 2.44 ha 12.41 ha 170 ㎡ 5.42 ha 170 ㎡ 1.2.61 ha 170 ㎡ 1.3.14 ha 170 ㎡ 1.3.14 ha 170 ㎡ 6.64 ha 171 ㎡ 1.3.14 ha 171 ㎡ 1.3.14 ha 172 ㎡ 1.3.14 ha 173 ha 174 ㎡ 1.3.14 ha 175 ㎡ 4.58 ha 175 ㎡ 4.58 ha 176 ㎡ 5.64 ha 177 ㎡ 1.73 ha 177 ㎡ 5.64 ha 177 ㎡ 5.64 ha 177 ㎡ 5.64 ha 177 ㎡ 5.64 ha 178 ㎡ 5.64 ha 179 ㎡ 5.64 ha 170 ㎡
亀山市 加太市場 一ノ木戸 170 ㎡ 5.42 ha 津市 安濃町草生 峯山(北大谷川) 128 ㎡ 8.65 ha 津市 安濃町草生 峯山(大谷川) 111 ㎡ 12.61 ha 津市 美里町高座原 立石 240 ㎡ 10.00 ha 津市 美里町高座原 七回 363 ㎡ 6.94 ha 津市 美杉町八知 マキガオ 224 ㎡ 13.14 ha 松阪市 柚原 寺谷 180 ㎡ 6.64 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷1 18 ㎡ 1.36 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷2 75 ㎡ 4.58 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷3 21 ㎡ 2.03 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷4 234 ㎡ 11.73 ha 松阪市 飯南町深野 ケンノ谷 67 ㎡ 5.64 ha 松阪市 飯南町粥見 大見谷 54 ㎡ 2.10 ha 多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
津市 安濃町草生 峯山(北大谷川) 128 ㎡ 8.65 ha 津市 安濃町草生 峯山(大谷川) 111 ㎡ 12.61 ha 津市 美里町高座原 立石 240 ㎡ 10.00 ha 津市 美里町高座原 七回 363 ㎡ 6.94 ha 津市 美杉町八知 マキガオ 224 ㎡ 13.14 ha 松阪市 柚原 寺谷 180 ㎡ 6.64 ha 松阪市 嬉野矢下 馬坂2 171 ㎡ 1.36 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷1 18 ㎡ 1.32 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷2 75 ㎡ 4.58 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷3 21 ㎡ 2.03 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷4 234 ㎡ 11.73 ha 松阪市 飯南町深野 ケンノ谷 67 ㎡ 5.64 ha 松阪市 飯南町粥見 大見谷 54 ㎡ 2.10 ha 多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
津市 安濃町草生 峯山(大谷川) 111 ㎡ 12.61 ha 津市 美里町高座原 立石 240 ㎡ 10.00 ha 津市 美里町高座原 七回 363 ㎡ 6.94 ha 津市 美杉町八知 マキガオ 224 ㎡ 13.14 ha 松阪市 柚原 寺谷 180 ㎡ 6.64 ha 松阪市 嬉野矢下 鳥坂2 171 ㎡ 1.36 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷1 18 ㎡ 1.32 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷2 75 ㎡ 4.58 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷4 21 ㎡ 2.03 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷4 234 ㎡ 11.73 ha 松阪市 飯南町深野 ケンノ谷 67 ㎡ 5.64 ha 松阪市 飯南町粥見 大見谷 54 ㎡ 2.10 ha 多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
津市 美里町高座原 立石 240 ㎡ 10.00 ha 津市 美里町高座原 七回 363 ㎡ 6.94 ha 津市 美杉町八知 マキガオ 224 ㎡ 13.14 ha 松阪市 柚原 寺谷 180 ㎡ 6.64 ha 松阪市 嬉野矢下 鳥坂2 171 ㎡ 1.36 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷1 18 ㎡ 1.32 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷2 75 ㎡ 4.58 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷3 21 ㎡ 2.03 ha 松阪市 嬉野上小川町 大谷4 234 ㎡ 11.73 ha 松阪市 飯南町深野 ケンノ谷 67 ㎡ 5.64 ha 松阪市 飯南町深野 大見谷 54 ㎡ 2.10 ha 多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
津市美里町高座原 美杉町八知七回 マキガオ363 ㎡ 224 ㎡6.94 ha 13.14 ha松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 佐野上小川町 松阪市 佐阪市 佐野上小川町 松阪市 佐阪市 佐野上小川町 松阪市 佐阪市 佐野上小川町 松阪市 佐阪市 佐野上小川町 松阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 佐阪市 安気町七回 224 ㎡ 13.14 ha 1.36 ha 1.32 ha 2.03 ha 2.03 ha 2.10 ha 3.64 ha 5.64 ha 2.10 ha 3.85 ha 2.10 ha 3.85 ha 2.10 ha 3.85 ha 3.86 ha 3.86 ha 3.87 ha 3.87 ha 3.88 ha 3.88 ha 3.88 ha 3.89 ha 3.89 ha 3.80 ha <b< td=""></b<>
津市美杉町八知マキガオ224 ㎡13.14 ha松阪市柚原寺谷180 ㎡6.64 ha松阪市嬉野矢下鳥坂2171 ㎡1.36 ha松阪市嬉野上小川町大谷118 ㎡1.32 ha松阪市嬉野上小川町大谷275 ㎡4.58 ha松阪市嬉野上小川町大谷321 ㎡2.03 ha松阪市嬉野上小川町大谷4234 ㎡11.73 ha松阪市飯南町深野ケンノ谷67 ㎡5.64 ha松阪市飯南町粥見大見谷54 ㎡2.10 ha多気町鍬形卯山102 ㎡4.81 ha
松阪市柚原 塩野矢下 塩野上小川町 松阪市 松阪市 塩野上小川町 松阪市 塩野上小川町 松阪市 塩野上小川町 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 塩野上小川町 松阪市 塩野上小川町 松阪市 塩野上小川町 大谷4 松阪市 松阪市 松阪市 ・
松阪市 松阪市 松阪市 松阪市
松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 タラー タラークラー クラー クラー クラー クラー クラー クラー グラー クラー
松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 公南町深野 多気町大谷2 大谷3 大谷4 ケンノ谷 大見谷 外田 インノ谷 大見谷 り山75 ㎡ 2.03 ha 4.58 ha 2.03 ha 4.58 ha 2.03 ha 5.64 ha 5.64 ha 5.64 ha 102 ㎡
松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 公南町深野 多気町大谷4 ケンノ谷 大見谷 卯山21 ㎡ 234 ㎡ 67 ㎡ 5102 ㎡11.73 ha 51.64 ha 2.10 ha 4.81 ha
松阪市 松阪市 松阪市 松阪市 飲南町深野 公気町大谷4 ケンノ谷 大見谷 卯山234 ㎡ 67 ㎡ 5.64 ha 5.64 ha 2.10 ha 4.81 ha
松阪市 松阪市 松阪市 多気町飯南町深野 飯南町粥見 鍬形ケンノ谷 大見谷 卯山67 ㎡ 5.64 ha 54 ㎡ 102 ㎡5.64 ha 2.10 ha 4.81 ha
松阪市 飯南町粥見 大見谷 54 ㎡ 2.10 ha 多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
多気町 鍬形 卯山 102 ㎡ 4.81 ha
多気町 朝柄 上山 234 m 6.03 ha
多気町 朝柄 ワキ谷 249 ㎡ 16.32 ha
大台町 栗谷 余谷 1,726 ㎡ 11.84 ha
大台町 岩井 犂谷 159 ㎡ 6.48 ha
南伊勢町 切原 フカクズ 65 m 3.96 ha
大紀町 崎 大平 4 m 25.16 ha
大紀町 阿曽 大峰 132 ㎡ 19.68 ha
大紀町 柏野 注連小路 143 m 5.75 ha
大紀町
大紀町 大内山 芦谷 24 ㎡ 31.56 ha
度会町 麻加江 ナガヒロ 242 m 10.08 ha





熊野市 御浜町	 紀和町湯ノ口 神木	 湯ノ口 西地	68 176	m [*] m [*]	8.57 6.85	ha ha
能野市	八口加 飛鳥町小又		103	m	6.48	ha
紀北町 紀北町	十須 - 矢口浦	│ 下十須谷 │ │ 左次右衛門谷	28 36	m³ m³	4.91 2.78	ha ha
紀北町	道瀬	田ノ谷	53	m³	4.51	ha
尾鷲市	賀田町	上山	62	m³	2.26	ha
尾鷲市	南浦	和泉①	30	m³	1.22	ha
名張市	井手	島ノ谷	57	m³	1.23	ha
名張市	安部田	観音谷	31	m³	1.22	ha
 伊賀市	 上阿波	 口那須ヶ原	53	m³	3.73	ha
伊賀市	川北	泥渕	16	m³	1.16	ha

※ 実績数値は、平成 29年3月31日現在のものです。

2 土砂•流木緊急除去事業

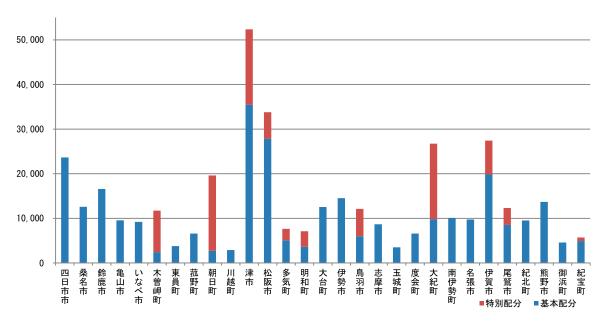
市町	大字等	地区名	土砂撤去体積	流木撤去体積
松阪市	飯南町下二柿	州ノ木	679 m³	63 m²
大台町	桧原	東又谷	4,982 m³	0 m²
南伊勢町	村山	モミジ谷	1,228 m³	17 m³
熊野市	飛鳥町神山	 石間淵	8,501 m³	63 m²
熊野市	紀和町小川口	野放	494 m³	0 m²
紀宝町	浅里	西ノ峯	616 m³	130 m³
í	含 計	6 箇所	16,500 m³	273 m ³ .

※ 実績数値は、平成 29 年 3 月 31 日現在のものです。



みえ森と緑の県民税市町交付金事業実績

1 市町別実績



2 対策区分別実績

対策区分別取組件数と交付金額

対策区分	取組	件数	H28交付金額	市町基金活用
对來区力	事業数	市町数	(円)	(円)
対策区分1	2	2	6,522,637	3,878,664
対策区分2	27	20	83,817,835	12,686,866
対策区分3	41	21	94,594,606	3,308,856
対策区分4	24	16	139,143,118	14,050,072
対策区分5	10	8	39,719,760	0
基金積立	7	7	31,113,609	0
合 計	111	_	394,911,565	33,924,458

※ 対策区分1 土砂や流木を出さない森林づくり

対策区分2 暮らしに身近な森林づくり

対策区分3 森を育む人づくり対策区分4 木の薫る空間づくり

対策区分5 地域の身近な水や緑の環境づくり

基金積立(後年度に活用するための市町による積立)





3 市町別実績一覧

市町名	対策 区分 Dテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金 (千円)
四日市市	2 里山や竹林の整備	里山保全事業	住民が憩いの場として活用できる里山(市民緑地)の整備	339	0
	3 小中学校等への木製家具等導入	芸術文化活動施設木製備品購入事業	芸術文化活動、生涯学習施設へのイス、イル、ボールプール、図書棚等の導入	10,036	0
	3 小中学校等への木製家具等導入	橋北交流会館整備事業	子育て交流プラザの図書室等へのテーブル、ラック、イス、ベンチ等の導入	3,479	0
	3 小中学校等への木製家具等導入	橋北交流会館整備事業(「幼保一体化」園)	幼保一体化施設への園児用の机、イスの導入	6,679	0
	3 森林環境教育施設の整備等	学習林整備事業	整備が滞り、機能していない小学校学習林の整備	3,117	0
鈴鹿市	2 病害虫被害木の伐倒駆除や防除	伊勢型紙資料館松くい虫防除事業	樹齢150年を超える松の松くい虫からの防除と落枝等の恐れがある樹木の剪定	498	0
	3 小中学生対象の森林環境教育	森と緑の生涯学習事業	公民館による小学生を中心としたの森林環境教育の実施	714	0
	4 公共施設への木製品配備	鈴鹿市体育施設整備事業	市立体育館及び市立テニスコートヘのベンチの導入	1,604	0
	3 住民対象の森林環境教育	図書館木製書架等購入事業	図書館への書架導入と図書館による木工教室の開催	996	0
	3 小中学校等への木製家具等導入	考古博物館施設整備事業	市立考古博物館玄関前広場へのバチの導入と樹木観察会の実施	634	0
	3 啓発物品等の購入、作成	里山保全活動	再生活動を行っている里山に生息する動植物を掲載した自然観察がイドプックの作成	110	0
	2 里山や竹林の整備	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター事業用地内森林環境整備事業	獣害発生地域における緩衝林の整備	3,693	0
		木の薫る 心やすらぐ空間づくり事業	中学校相談室、保健室等へのテーブル、イスの導入	167	0
	2 病害虫被害木の伐倒駆除や防除	暮らしを守る森林保全事業	海岸林における病害虫被害木の伐倒除去及び防除	5,525	0
	2 里山や竹林の整備	愛宕山森林整備事業	荒廃が進んでいる里山における危険木の除去と除間伐の実施	2,449	0
	3 住民対象の森林環境教育	森林環境教育事業	竹木を使用した体験講座の開催	97	0
	5 緑化活動の支援	緑の未来づくり事業	住民等による森林保全活動等に対する支援	111	0
亀山市	2 里山や竹林の整備	里山·竹林生活環境保全支援事業	住民等による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	2,400	0
	2 人家裏や道路沿い等の危険木の除去	安全な通学路整備事業	通学路沿いの危険木伐採、剪定	1,301	0
		森と木材のふれあい事業	幅広い年代の市民を対象とした講座、教室の開催	3,157	0
	3 小中学校等への木製家具等導入	かめやまの木づかい支援事業	公共的施設の市産材家具購入に対する支援	1,801	069
	5 緑化活動の支援	緑あふれるまちづくり支援事業	企業及び地域協議会による緑化活動に対する支援	006	0
いなべ市	3 木製遊具等の配布、導入	中学校卒業記念品配布事業	卒業記念品として中学生が製作した箸の配布	817	0
	2 森林の針広混交林化	いなべ市環境防災林整備事業	放置され山腹崩壊による土砂災害の恐れがある森林の針広混交林化	2,124	0
十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		複合型施設建設事業	複合型施設の木質化	10,977	3,981
	3 小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育事業	小学生が山間地域を実感する機会づくり	756	0
東員町	2 里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備と人家裏や通学路沿いの危険木の除去	3,779	0
菰野町	2 病害虫被害木の伐倒駆除や防除	病虫害被害木伐採搬出事業	道路沿いの病害虫被害木の伐採に対する支援	1,745	0
朝日町	5 身近な公園等の整備	森と緑とふれあう環境づくり事業(展望公園)	展望公園(森と緑エリア)の整備	17,900	0
	_	森と緑とふれあう環境づくり事業(幼保一体化園)	幼保一体化施設の芝生による緑化(維持管理)	809	0
	3 木製遊具等の配布、導入	森と緑を大切に思う人づくり事業	幼保一体化施設への木製遊具の導入	20	0
	4 公共施設への木製品配備	木材利用促進事業	町立資料館への木製棚の導入	859	0
川越町	5 保育園や公園等の緑化	南部保育所園庭芝生化事業	保育所の芝生による緑化	1,597	0
	木製遊具等の配布、	森林・緑のふれあい事業	保育所及び児童館への木製遊具等の導入	929	0
	3 木製遊具等の配布、導入3 小中学校等~で土制歌目等達3	県産材の間伐材を使った木製品配備米ではなった木製品配備米ではなったが開バッでまま	町主催行事や食生活改善活動における木製箸やキールースの導入 タンキーイマキュュ闘キン、ナーな、プース゚ロタ歯៚エロルトン゚゚ペの+割トー師イッロッ━	98	0 0
$\frac{1}{2}$	┨		版本の説の周辺で名している選択目指び~~wu不殺本伽ubは le	240	0



市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金 (千円)
事	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	河芸海岸防災林防除事業	海岸防災林における松枯れ防除のための樹幹注入	3,326	0
	Э	小中学生対象の森林環境教育	夏休み森と緑の親子塾の開催	小学生と保護者を対象とした木工や間伐等の体験教室の開催	194	0
	c	住民対象の森林環境教育	まるごと林業体験の開催	林業の流れや仕組み、森林の機能等について学ぶ機会の提供	298	0
	Ж	森林環境教育施設の整備等	美里水源の森整備事業	水源のかん養とともに森林環境教育の場としての水源の森の整備	12,718	0
	4	県産材利用住宅等への支援	木材利用促進事業	地域産材を利用した公共的施設及び住宅建設に対する支援	2,400	0
	4	木質バイオマス利用促進	木質バイオス利用支援事業	木の駅の協議会参加者に貸し出すためのポータブルウインチと簡易トラックスケールの購入	2,839	0
	4	木質バイオマス利用促進	木質バイイマス利用促進事業	木質バイオマスとしての林地残材運搬(山から市場等)に対する支援	30,589	0
松阪市	2	里山や竹林の整備	里山の森林安全安心対策事業	森林所有者や自主防災組織と連携した、集落周辺の荒廃森林の整備	13,436	0
	4	公共施設の木造、木質化	都市公園整備事業	都市公園における東屋、バンチの木質化	4,160	0
	С	小中学生対象の森林環境教育	森林環境学習事業	小学校における木質化と森林環境教育の実施	2,894	0
	2	身近な公園等の整備	ちとせの森整備事業	住民が自然と触れ合う森における遊歩道の開設等	2,911	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	保育園管理運営事業	保育園への木製の机、イスの導入	10,377	0
多河町	2	里山や竹林の整備	竹林整備事業	森林内に繁茂した竹林の伐採	2,566	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	県産材を活用した学校机・イス整備事業	小学校への木製の机とイスの導入	5,076	27
明和町	3	小中学校等への木製家具等導入	学校木製備品購入事業	小学校への木製の机とイスの導入	6,868	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	森林整備事業	防風保安林における枯損木の伐採	226	0
大台町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	ほっとする道ばた森林整備事業	河川と道路間にある人工林の整備	4,245	0
	2	水源林の公有林化	水道水源林の公有林化事業	町最大の水源地の公有林化	7,015	4,200
	3	住民対象の啓発イベント開催	記念植樹事業	合併10周年及びコネスコェコパーク拡張登録を記念した植樹等のイベント実施	1,284	0
伊勢市	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	森林整備事業	沿岸部の防風林における病害虫防除のための樹幹注入	551	256
	4	公共施設の木造、木質化	消防団北浜分団有滝班車庫整備事業	消防団の木造車庫の新築	8,145	0
	2	保育園や公園等の緑化	伊勢宮川中学校整備事業	新築する中学校の植樹による緑化	5,826	0
鳥羽市	3	小中学校等への木製家具等導入	神島小中学校木製備品等購入事業	新築する小中学校への木製の机と겏等の導入	6,156	0
	2	里山や竹林の整備	暮らしに身近な森林整備事業	荒廃した里山の整備、農地に隣接した里山の緩衝林化	5,977	0
志摩市	7	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	里海·里山保全事業	景勝地や公園における病害虫防除のための樹幹注入	881	0
	ω	住民対象の森林環境教育	里山体験事業	子どもと住民を対象とした森林に関する講習会や体験学習の実施	361	0
	4	公共施設の木造、木質化	里地·里山公園木質化整備事業	公園における県産材を用いた木柵及び木道等の整備	7,437	0
玉城町	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木質化事業	小中学校特別教室等の木質化	3,496	2,228
度会町	3	小中学生対象の森林環境教育	木材とのふれあい事業	町や山林の将来を担う子どもを対象とした木工体験の実施	100	0
	n	小中学校等への木製家具等導入	保育所県産材備品導入事業	保育所への木製下駄箱の導入	2,949	0
	С	木製遊具等の配布、導入	県産材玩具購入事業	保育所や保健センター等への木のおもちゃの導入	200	0
	4	公共施設への木製品配備	公共施設備品木質化事業	町役場へのパンフレットラック、掲示板等の導入	1,000	0
	3	啓発物品等の購入、作成	啓発用品購入事業	森林・林業に関する書籍等の購入と交付金活用施設等への配布	50	0
大約町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	生活環境林整備事業	人家裏や通学路沿い等の倒木の恐れのある危険木の除去	666	0
	П	渓流内の倒木等の危険木除去	渓流倒木等処理事業	渓流沿いの倒木、流木の除去	666	0
	c	住民対象の森林環境教育	木材利用促進·普及補助金	住民を対象とした木工教室の開催	20	0
	4	公共施設の木造、木質化	金輪地区集会所新築事業	新築する集会所の木造化	24,686	5,533
南伊勢町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木除去事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	10,087	0





市町名	対策区分	カテゴ・リー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金 (千円)
名張市	4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイマス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイイス/として搬出運搬することに対する支援	1,751	0
	2	身近な公園等の整備	森林公園等環境活用整備事業	赤目四十八滝の森林広場整備と地域づくり組織による公園整備に対する支援	1,441	0
	7	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	1,819	0
	m	啓発物品等の購入、作成	森林に親しむ図書購入事業	森林や木材に関する図書の購入と図書館への配備	100	0
	ĸ	木製遊具等の配布、導入	県産材に親しむことができる保育所の環境整備事業	保育所への木のおもちゃ、机、仏の導入	1,792	0
	2	身近な公園等の整備	学校林整備事業	学校林における倒木等の処理と遊歩道等の整備	513	0
伊賀市	3	木製遊具等の配布、導入	伊賀市ウッドスタート事業	出生時、1歳児、3歳児への写真立て、スプー、、箸の配布	3,526	0
	7	里山や竹林の整備	みんなの里山整備活動推進事業	住民団体による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	5,147	0
	e	小中学生対象の森林環境教育	伊賀の森っこ育成推進事業	小中学校における森林環境教育に対する支援	49	2,393
	m	住民対象の森林環境教育	地域の森と緑のつながり支援事業	住民団体による森林環境関連ハ、外や研修会開催に対する支援	0	198
	4	木質パイオマス利用促進	未利用間伐材バイヤス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイなとして搬出運搬することに対する支援	0	593
	4	公共施設の木造、木質化	森のやすらぎ空間整備事業	観光協会等による町屋軒先へのバッ夘床几整備に対する支援	0	1,000
	7	森林の針広混交林化	特定水源地域森林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の針広混交林化	0	7,931
	4	公共施設の木造、木質化	伊賀鉄道車両内装木質化事業	市の基幹交通である鉄道の車両内装木質化に対する支援	18,681	0
尾鷲市	4	公共施設の木造、木質化	尾鷲市保育所整備事業	移設する保育所の木造化	860'6	0
	c	小中学校等への木製家具等導入	木とふれあう学校環境づくり事業	市町交付金事業により導入した机、八の維持管理	125	0
	4	公共施設への木製品配備	木のぬくもりを感じる図書館づくり事業	図書館への書架導入	1,253	0
	3	木製遊具等の配布、導入	木とふれあう木育活動推進事業	保育所への木のおもちゃの導入	1,836	0
紀北町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	河川周辺森林立枯木整備事業	河川沿いの枯損木の伐倒除去	5,524	3,879
	7	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	611	0
	7	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	集落周辺森林(里山)整備事業	住民等が行う集落周辺等の荒廃した森林の整備に対する支援	313	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育活動支援事業	小中学生を対象とした植樹体験や木工体験などの森林環境教育の実施	2,757	0
熊野市	7	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	暮らしを守る危険木伐採事業	集落間を結ぶ生活道路沿いにおける倒木等の恐れがある危険木等の伐採除去	2,765	0
	4	県産材利用住宅等への支援	木造住宅建設促進対策事業	地域産材を使用し、む、Mのなして提供することを同意した個人住宅建設への支援	200	0
	5	身近な公園等の整備	森とのふれあいの場拠点づくり事業	森や緑とふれあえる公園等の整備	7,712	0
御浜町	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木質化事業	公共施設(直売所)の木質化	798	0
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木質化事業	中学校の木質化	3,787	0
紀宝町	က	住民対象の森林環境教育	森と緑の環境教育事業	森や緑に関する講演会や、ワーがヨップの実施	800	0
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木造化事業	小学校への木造屋外小の設置	1,286	715
	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木造化事業	食文化の保存、伝承を行う木造施設の新築	3,629	0
7市町		後年度に活用するための基金積立	後年度に活用するための基金積立	後年度に実施するみえ森と緑の県民税市町交付金事業に活用するための 昔々・で種子・エ	31,114	
				母近 <i>への</i> が何か」(
						7



災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区^{*}(以下、危険地区)」の渓流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を軽減するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与える恐れのある治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

I 災害緩衝林整備事業

- ① 危険地区渓流部において、流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするための「危険木の伐採、撤去」
- ② ①の周辺渓岸部において、上流からの土砂の流下を緩和するために「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③ ①②の周辺山腹部において、渓流内に土砂が流れ出さなくするために「立木の根系の発達を促す調整伐」



Ⅱ 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常に堆積した流木や土砂等の除去」

※ 崩壊土砂流出危険地区とは、 地形(傾斜、土層深、渓床勾配)、地質、林況等 からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土 石流となって流出し、人家、公共施設に被害を 与えるおそれがある地区を表したものです。国 の調査要領に基づく調査結果であり、土地利用 等に制限を加えるものではありません。







1 災害緩衝林整備事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、流木災害等を軽減するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

<整備前の森林の状態>

流出する恐れのある 危険木が存在

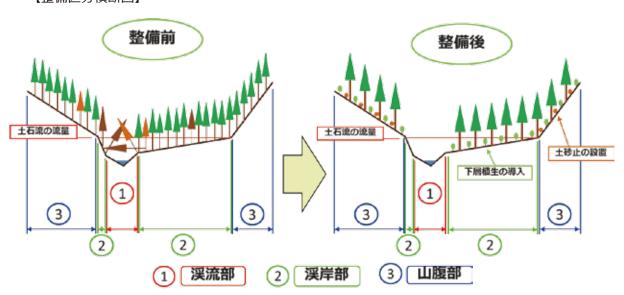
間伐不足で過密小径な林分

下層植生がみられず 表土が流出 <整備区分 青字:立地環境 赤字:整備内容>

- ①渓流部で危険木の除去⇒流木発生抑制
- ②渓岸部で<mark>調整伐</mark>による立木の大径化促進⇒ 森林の抵抗力の増加⇒流木・土砂等流下緩衝
- ③山腹部で調整伐による根系の発達促進、土砂 止の設置⇒斜面の安定化⇒流木・土砂等流出 抑制



【整備区分横断図】



2 土砂・流木緊急除去事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常に 堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去します。



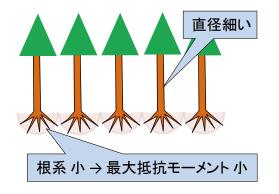
災害に強い森林づくり推進事業効果検証

三重県では、平成26年度より災害緩衝林整備事業の効果検証を行ってきましたが、平成28年度で終了した立木引き倒し試験による根系抵抗力調査の成果を報告します。この事業では、渓流沿いの比較的平坦な部分を渓岸部とし、この部分の森林において調整伐を行うことで立木を太らせ、流木や土石流に対する緩衝機能を高めるための整備を行っています。ここで緩衝機能とは立木が倒れずに土石流等を捕捉する効果をいいます。

なぜ、立木を太らせることが、森林の土石流等に対する緩衝機能を向上させることにつながるのでしょうか?森林の土石流等に対する緩衝機能は、立木を倒そうとする土石流の流体力に対する立木の抵抗力で示されます。このとき流体力を「流体モーメント」、抵抗力を「最大引き倒し抵抗モーメント(以下、最大抵抗モーメント)」と呼び、土石流の流体モーメントよりも立木の最大抵抗モーメントが大きいときに土石流に対する緩衝機能が発揮されます。

立木の抵抗力は、根系によって発揮されることから、根系の大きさに比例して大きくなります。根系の大きさを直接目にすることはできませんが、一般的に根系の大きさは幹の直径に比例します。そのため、直径と最大抵抗モーメントの関係においても、高い正の相関関係がみられ、直径が太い立木ほど土石流に対する緩衝機能が大きくなります(図-1)。適切な調整伐を行い、立木を太らせることは土石流に対する緩衝機能を向上させることになります。

a) 混み合った森林



b) 適度に調整伐が行われた森林

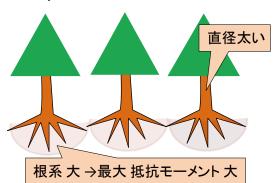


図 - 1 調整伐の効果による立木サイズと最大引き倒し抵抗モーメントの変化

災害緩衝林整備事業では、渓床勾配5°、土石流流下幅20mの場所で、ピーク流量100㎡/秒の中規模の土石流が流下すると想定しています。この規模の土石流の流体モーメントに対して緩衝機能を発揮するために、国内で得られた既存の最大抵抗モーメント推定式を根拠として、平均胸高直径30cm以上の森林を育成することを目標としています。しかし、既存推定式は、胸高直径(以下、DBH)30cm以下の小~中径木の最大抵抗モーメント値をもとに、DBHから最大抵抗モーメントを推定する式を作成しているため、DBHが大きい立木では推定精度に不安がありました。また、三重県内で得られた最大抵抗モーメント値は僅かしかありませんでした。そこで、効果検証では、事業で想定する土石流流体モーメントを上回る最大抵抗モーメントがスギ、ヒノキ立木で得られることを確認するために、三重県内でDBH30cm以上の立木を中心に引き倒し試験を行い、DBHと最大抵抗モーメントの関係を検討しました。

スギ 20 本(DBH24.9 \sim 40.8cm)、ヒノキ 25 本(DBH16.1 \sim 36.4cm) に対して引き倒し 試験を行い、最大抵抗モーメントを測定しました (図 -2)。このデータに過去に三重県内で行





われた引き倒し試験のデータ(スギ3本、ヒノキ7本)を加え、スギ23本、ヒノキ32本のデータセットから、樹種毎にDBHと最大抵抗モーメントの関係を整理しました(図-3)。その結果、DBH30cmまで成長した際に、事業が想定する立木1本当たりにかかる土石流流体モーメントよりも大きな最大抵抗モーメントが得られることがわかりました。また、95%予測区間の推定による最大抵抗モーメントの下限値も考慮し、DBH30cmを目標値とすることは妥当であると考えられました。

この成果から、本事業で調製伐を行うことで立木を太らせて目標とする森林状態に誘導することで、事業が想定する規模の土石流に対して十分な緩衝機能が得られることが確認されました。

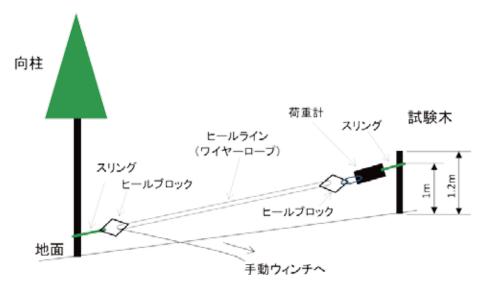


図-2 立木引き倒し試験の概略

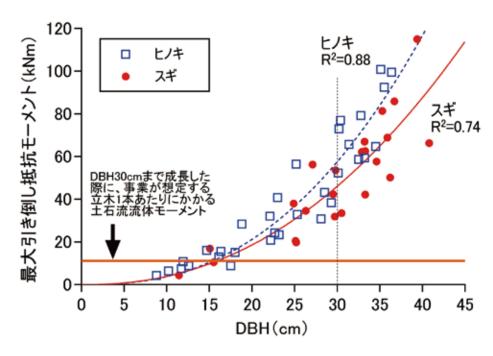


図-3 胸高直径と最大抵抗モーメントの関係



みえ森と緑の県民税市町交付金事業

1 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨(以下、みえ森と緑の県民税の導入趣旨)に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金(以下、市町交付金)を交付するものです。

2 市町交付金の総額

みえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市 町交付金の総額とします。(5年間の総額で、県:市町=5:5とする。)

3 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3:1の割合で案分します。

1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口:森林面積=1:1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2)特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の 10 月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の 12 月末に市町に通知します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、 市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を 2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。

4 市町交付金の使い途

交付金事業では、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、「対策の基本的な考え方」に則った事業を実施します。

1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業実施の3原則

【原則1】 既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又は これに準ずる取組であること。

【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則3】 産業振興を目的としたものでないこと。

2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は『第1 みえ森と緑の県民税の創設』の『3 みえ森と緑の県民税を活用した施策』のとおりです。





みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日 三重県条例第十号

(趣旨)

- 第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。
- 2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条 に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、 同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額 に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成 二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。 (県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等 割の税率の特例)
- 3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用 については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。 (法人の県民税に関する経過措置)
- 4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。) 以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法 人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行 日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人 の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例 による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。



みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日 三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に 要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金(以下「基金」という。)を 設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより積み立てる。

(管理)

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 (積立ての特例)
- 2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。 (処分の特例)
- 3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として 第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み 立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところに より処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例(昭和三十九年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号) 附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立 てることができるものとする。





みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日 三重県条例第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」という。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
 - 二 基金事業についての提言に関する事項
 - 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定する おおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

- 第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満と ならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限 りでない。

(委員)

- 第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課 〒514-8570 三重県広明町 13

電話:059-224-2513 FAX:059-224-2070 E-maii:midori@pref.mie.jp

平成30年1月発行